

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1023(54-16)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosityoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます



QRコード

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

9/25 現在	拡 大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	0	0	0	0	0	0
南国	2	0	2	0	0	1
高知	0	0	2	0	0	0
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	1	1	0	0	0	0
計	3	1	4	0	0	1

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

須崎民商

インボイスで事業者訪問

(株)須崎青果を訪問

9月9日、入江県連事務局長と須崎民商事務局が(株)須崎青果さんを訪問しました。内容は来月行われる(株)須崎青果主催のインボイス制度説明会に向けての打ち合わせでした。

(株)須崎青果は県の認定を受けた地方卸売市場です。担当者さんとお渡しした資料を中心に話を進めていきました。

担当者さんによれば「取引している農家さんの8割程度が消費税免税事業者、そのほとんどが須崎青果との取引のみ。まずは、インボイス制度の例外と卸売市場特例の説明、須崎青果に卸している分は大丈夫と伝えてほしい」との事でした。要点を先に伝えただけに、消費税申告(簡易・本則)の仕方、直販コーナーに出している方など、今後、農家さんがどう対応していったら良いかをお話しする事になりました。「全商連をはじめ、県連・民商はインボイスの延期・中止を求めて署名活動に取り組みしています」と伝え署名用紙をお渡

無料法律相談会

10月4日(火) 午後1時~3時

- リモートでの相談もできます。
- 事前に各民商事務局に申込下さい。
- 1組の相談時間は30分の予定です。

日本商工会議所も「インボイス延期」の意見書

9月15日に発表した「令和5年度税制改正に関する意見」(抜粋)

(改正法では)軽減税率制度導入後3年以内を目途に、(インボイス制度の)事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を「検証」し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響もありこの2年半の間、十分な「検証」は行われていない。したがって、まず政府は、免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性や、現行の「区分記載請求書等保存方式」でどういった問題があるのか等を含め、「検証」を徹底的に行うべきである。

制度導入まで1年余りとなった現時点においても中小企業全体の4割超、売上高1千万円以下の中小企業では約6割がまだ何も手を付けていない状況であり、事業者の理解は進んでいない。このままでは、制度導入後の事業者の大混乱は避けられない。

インボイス制度は、全ての事業者に事務負担やコスト負担を負わせるだけでなく、消費税制度自体を理解していない免税事業者が多い(全事業者の6割超)ことや、白色申告で帳簿が不完全な個人事業者が多い(個人事業者全体の4割)ことを踏まえると、制度導入後に大混乱が生じることは避けられない。

前述の検証結果やコロナ禍の影響、物価高騰等の影響を受ける中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえたうえで、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は、制度の導入時期を延期すべきである。

3年の期間を待つことで徴収権を消滅させる途を選択することができます。また、その他の債権についても地方自治法施行令において免除ないし放棄することができず。法令が、徴収権者に債権の放棄・免除の権限を与えた根拠としては、ともに寄り添って暮らす住民の生活を、自治体債権の徴収で破綻させてはならないという考慮に基づいていることは明白です。

資産・収入を調査の上、何もなければ、滞納処分の執行停止、自治体債権の放棄・免除を検討することは、自治体職員の法的責務であるといえます。

本町においても、生活困窮者救済の観点から法令に基づく執行停止措置ないし放棄等の措置は、町民お一人お一人の生活状況等を踏まえ、適切に対処していく必要があるものと考えます。

9月15日、入江県連事務局長と須崎民商事務局がJA土佐くろしおを訪問し、販売課の課長、係長とインボイス制度について懇談。「インボイスへの対応は検討中」とのこと、制度実施への懸念も示されました。

JA土佐くろしおは、野菜などの出荷受け入れだけでなく、須崎市内にいる『とさつ子広場』と『道の駅かわうその里・すさき』で直販所を運営しています。インボイス制度はこうした直販所に出荷している農家さんにも大打撃を与えます。

事務局員の私も農業をしており、直販所にも出荷をしていますが、直販所という地産地消に根付いた販売は安い

JA土佐くろしおを訪問

の売りで単価も非常に低いです。こうした免税事業者が大多数を占めている販売先でインボイスの登録をお願いする課税事業者になってもらうというのはいかに厳しいと思いました。

少ない売り上げの中、消費税を納めるとなると、価格をあげないといけない、また事務的な難しさから出品自体をやめてしまう生産者さんも出てくるのではないかと思います。インボイス制度は農家さんに限らず、免税事業者や中小業者の存続に関わってくる大きな問題です。(9/29須崎民商日より)

四万十町議会でインボイス

9月22日、「個人事業主などの負担が増え(現状で)対応できる状況にならぬ」として全員賛成で採択(議事録)。

「実施延期意見書採択

いの町の生活再建・伴走型の滞納整理の取組み⑤

6 当課における租税等徴収方針

生活再建型滞納整理において、重要なことは滞納者の生活状況の的確な把握はもちろんのこと、資産もなく、低収入で、毎月の分納金すら捻出できない状況や、滞納解消までに何年もかかるような滞納者でなおも分割納付を継続させるべきでしょうか。

長期の少額分納は裁判例でも違法であると判断されており、滞納者に余裕のない経済生活を強い、生活再建の途を閉ざして担保力の回復を困難にしてしまいます。

場合によっては、生活困窮にさらに拍車をかけ、夜逃げ、自殺といった破滅的な結果に追い込むことにもなりかねません。

租税債権は、滞納処分を停止して、3年の期間を待つことで徴収権を消滅させる途を選択することができます。

また、その他の債権についても地方自治法施行令において免除ないし放棄することができず。

法令が、徴収権者に債権の放棄・免除の権限を与えた根拠としては、ともに寄り添って暮らす住民の生活を、自治体債権の徴収で破綻させてはならないという考慮に基づいていることは明白です。

資産・収入を調査の上、何もなければ、滞納処分の執行停止、自治体債権の放棄・免除を検討することは、自治体職員

の法的責務であるといえます。本町においても、生活困窮者救済の観点から法令に基づく執行停止措置ないし放棄等の措置は、町民お一人お一人の生活状況等を踏まえ、適切に対処していく必要があるものと考えます。